第

1553

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2000年)平成12年 5月 9日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## △ オートバイ通勤者の通勤手当

**Q**:当社の従業員で通勤にオートバイを利用している者がいます。通勤手当を支給しようと思うのですが、いくらまでなら所得税が課税されないのでしょうか。

A:通勤距離により異なります。

## 【解説】

通勤費用は、本来的にはその受給者の給与 所得を構成するものですが、通勤費用が実費 精算的なものであること等の理由から、通常 必要と認められる一定限度額までは非課税と されています。通勤のために自転車や自動車 などを使用している人に支給する通勤手当に ついては、次の金額までは課税されません。

- (1) 通勤距離が片道35km以上の場合 20,900円(運賃相当額が20,900円を超える 場合にはその運賃相当額。ただし、1ヶ月 10万円が限度)
- (2) 通勤距離が片道25km以上35km未満の場合 16,100円(運賃相当額が16,100円を超える 場合にはその運賃相当額。ただし、1ヶ月 10万円が限度)
- (3) 通勤距離が片道15km以上25km未満の場合 11,300円(運賃相当額が11,300円を超える 場合にはその運賃相当額。ただし、1ヶ月 10万円が限度)
- (4) 通勤距離が片道10km以上15km未満の場合6,500円
- (5) 通勤距離が片道2km以上10km未満の場合 4,100円
- (6) 通勤距離が片道2km未満の場合 全額課税









KIMIYO. I